



# 成年後見制度利用促進に係る取組状況等について

令和 5 年 3 月 2 9 日

厚生労働省 社会・援護局  
地域福祉課成年後見制度利用促進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 成年後見制度利用促進の体制整備の状況について

# 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果

調査対象：全1,741市町村及び全47都道府県

調査時点：令和4年4月1日（一部の調査項目は令和3年度実績等）

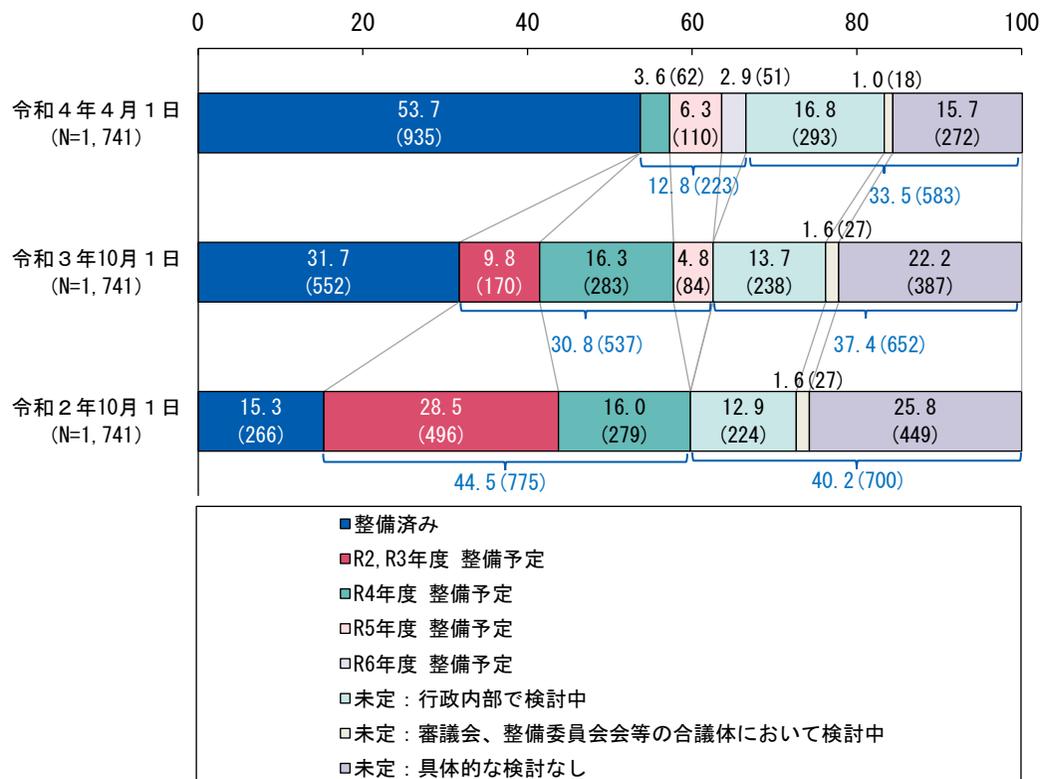
※数値は速報値であり、今後変動する可能性がある。

## 1 中核機関の整備状況

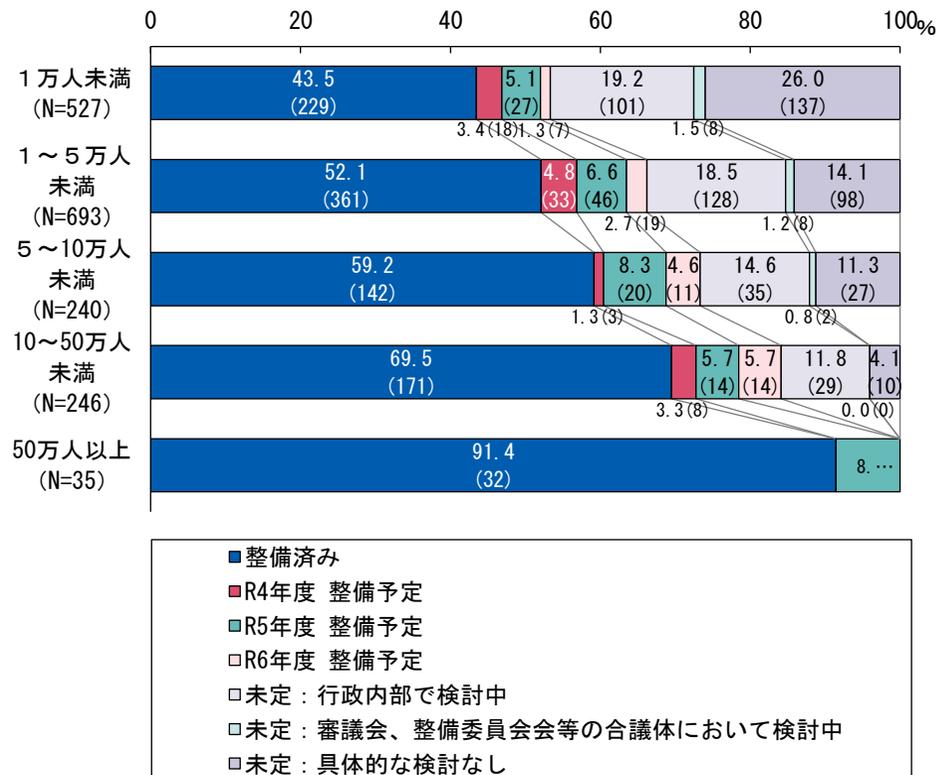
<整備済（R4.4時点）：935市町村（53.7%）⇒ 整備済+整備見込あり：1,158市町村（66.5%）> 【令和6年度末KPI：1,741市町村】

市町村  
調査

### ●中核機関の整備状況、整備（予定）時期<全体>

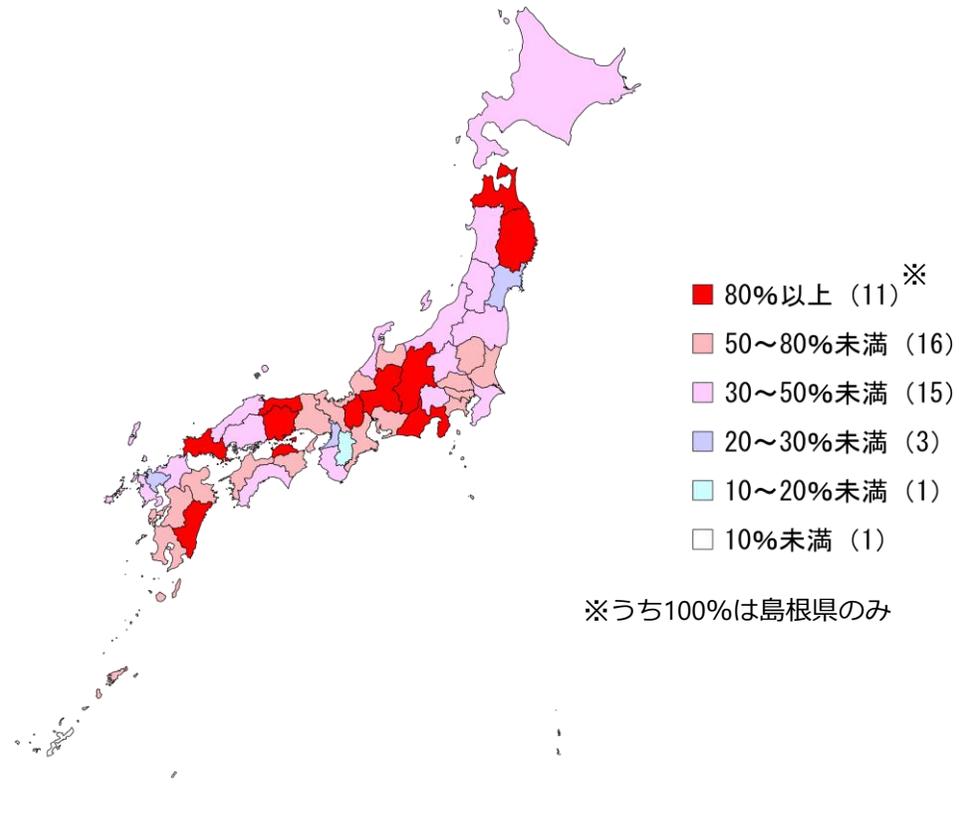
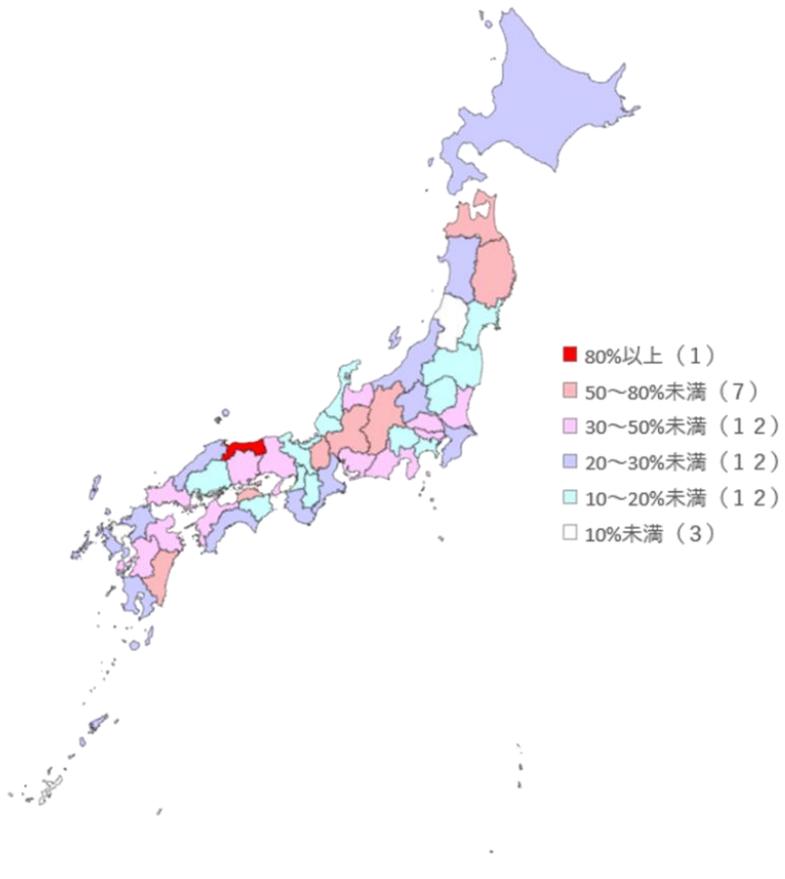


### ●中核機関等の整備状況、整備（予定）時期<自治体規模別>



中核機関整備済み市町村割合  
(令和3年10月時点)

中核機関整備済みの市町村の割合  
(令和4年4月1日時点)



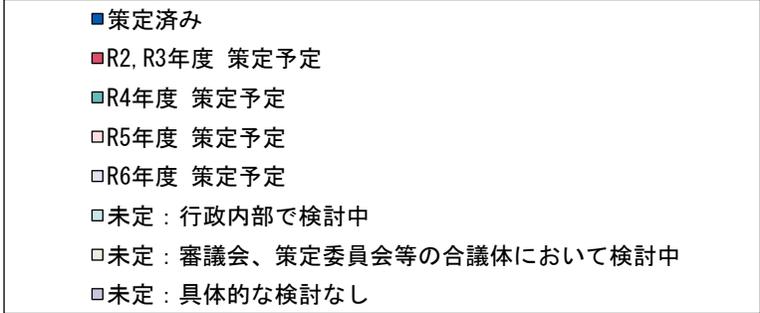
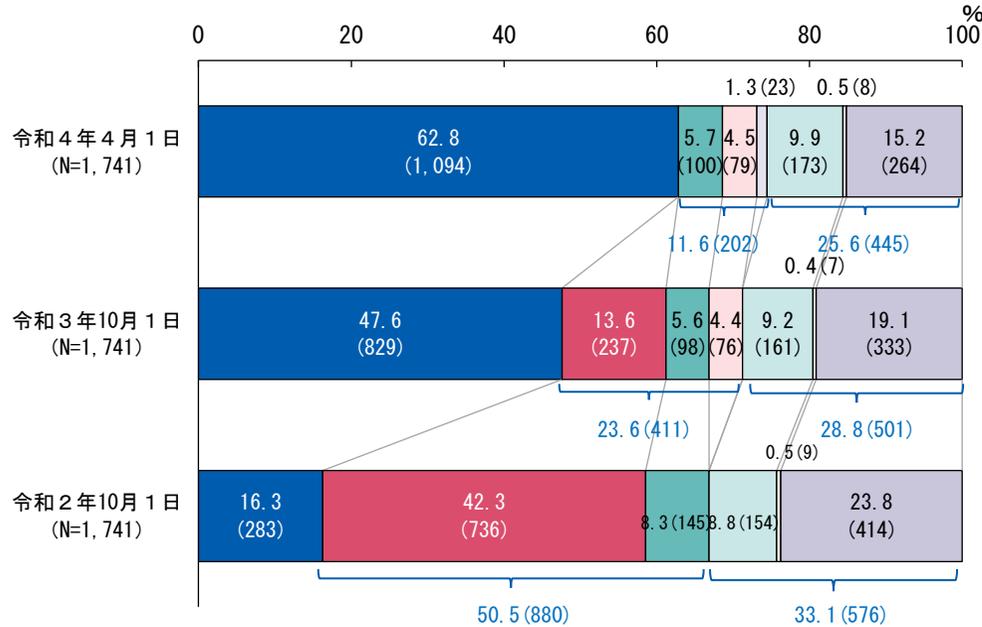
※うち100%は島根県のみ

## 2 市町村計画の策定状況

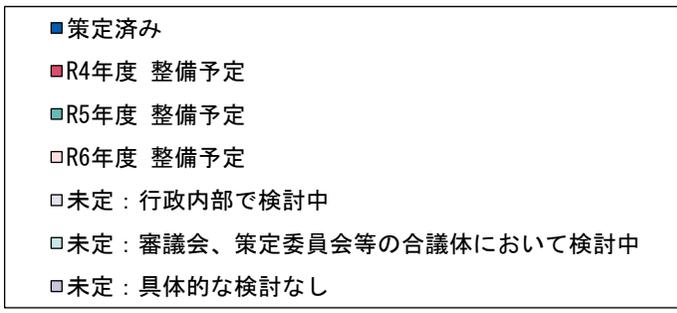
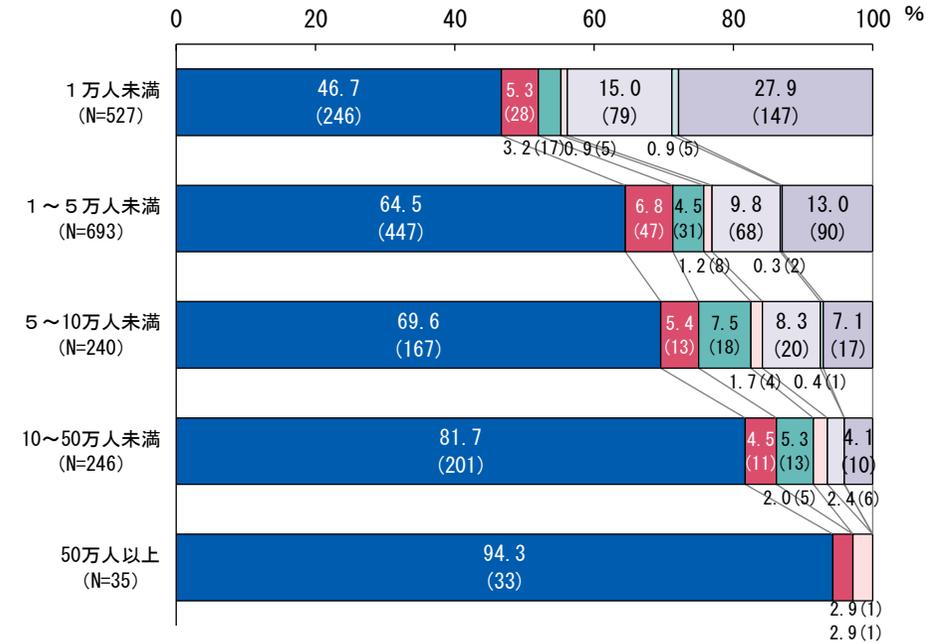
<策定済 (R4.4時点) : 1,094市町村 (62.8%) ⇒ 策定済+策定見込あり:1,296市町村 (74.4%) > 【令和6年度末KPI : 1,741市町村】

市町村  
調査

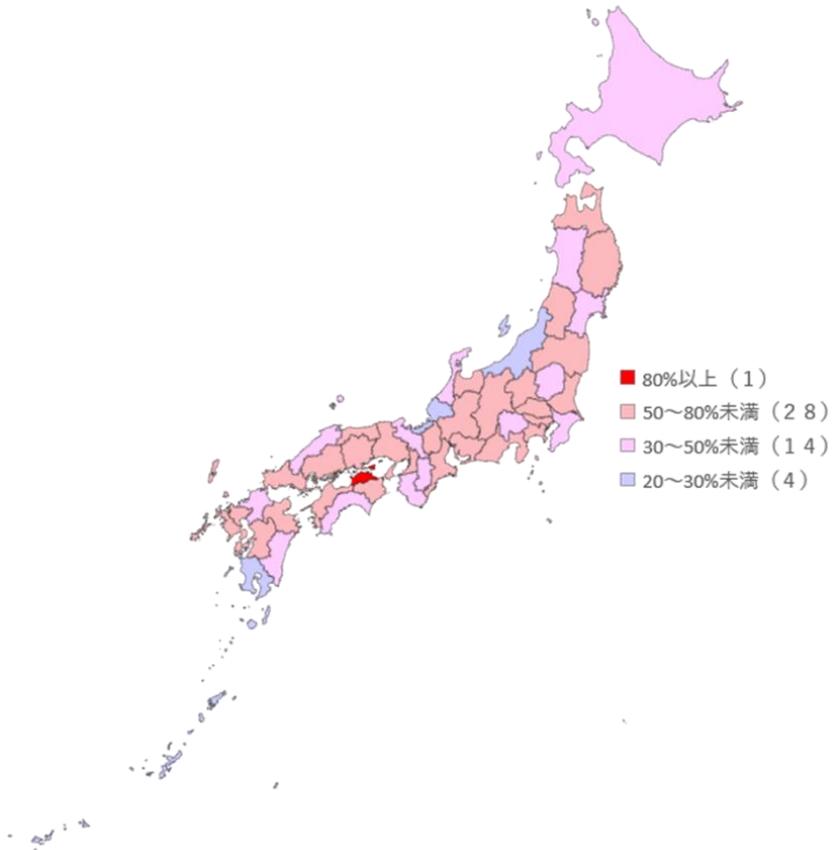
### ●市町村計画の策定状況、策定（予定）時期<全体>



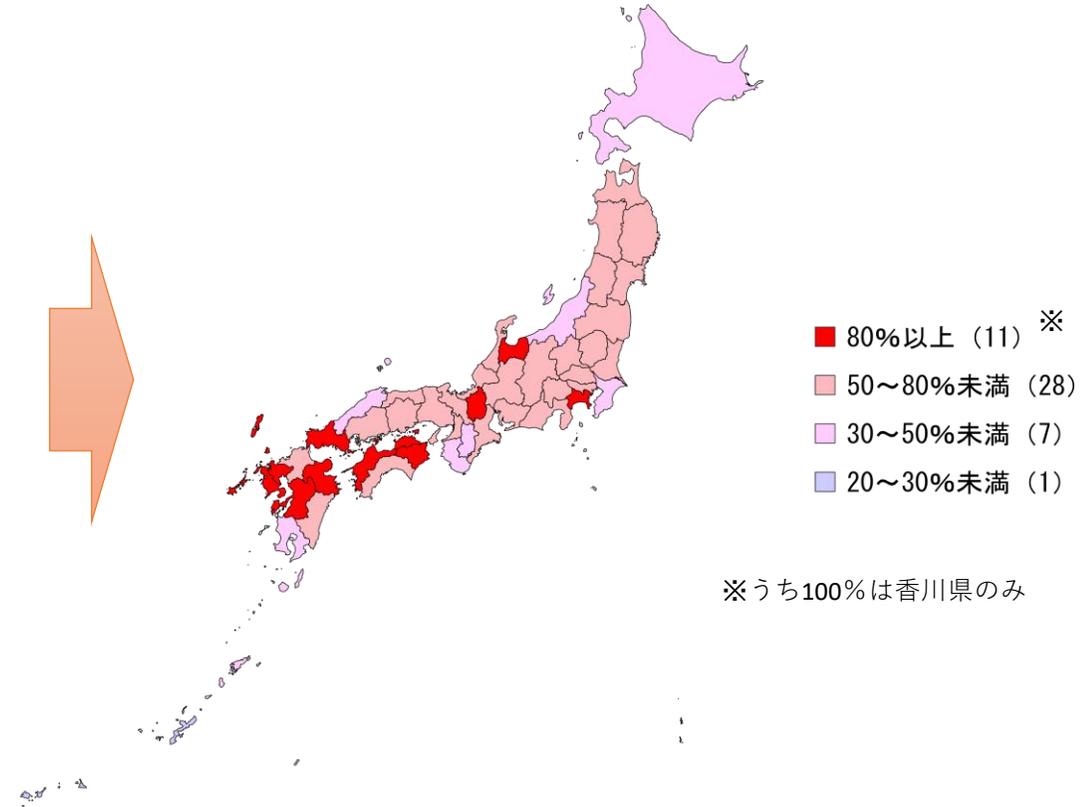
### ●市町村計画の策定状況、策定（予定）時期<自治体規模別>



市町村計画策定済み市町村割合  
(令和3年10月時点)

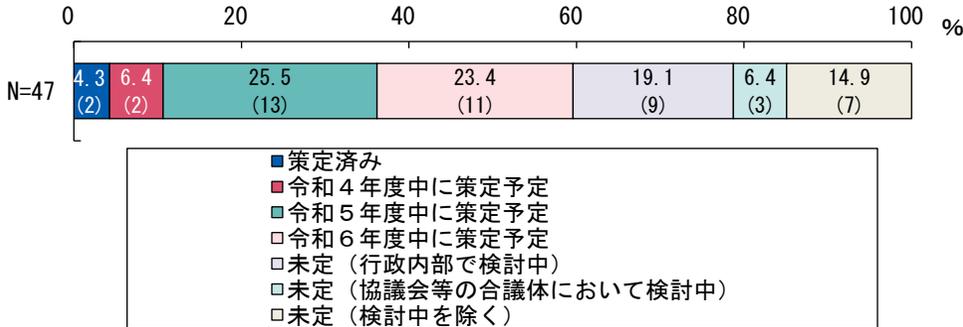


市町村計画策定済みの市町村の割合  
(令和4年4月1日時点)

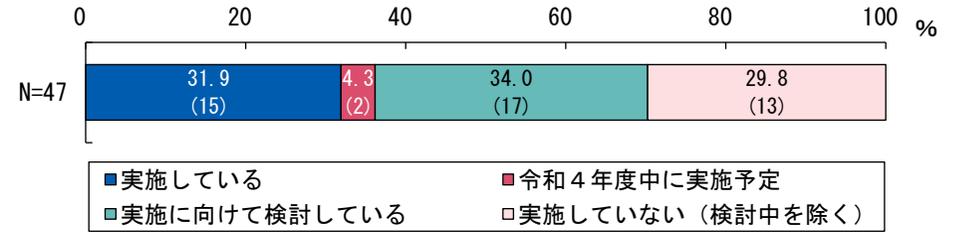


### 3 都道府県の取組状況※ ※ 令和6年度未までのKPIが設定されている取組に限る

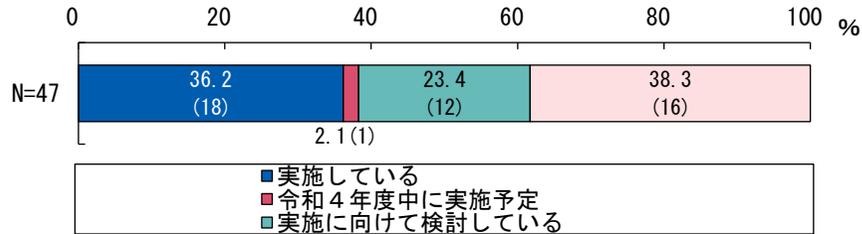
#### ● 都道府県による担い手の育成方針の策定状況



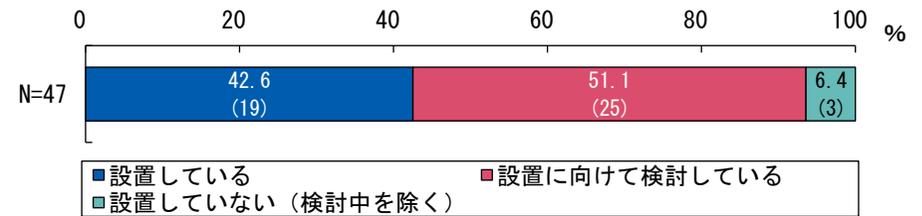
#### ● 都道府県における市民後見人養成研修の実施状況



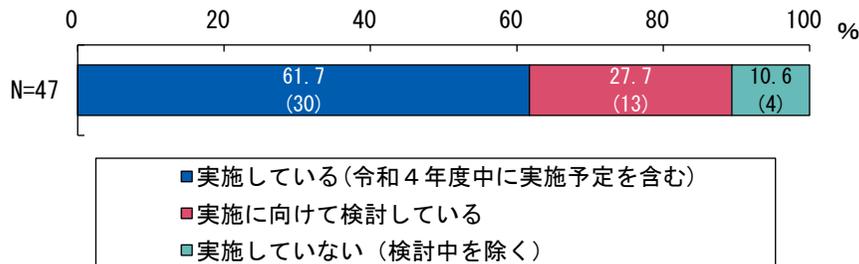
#### ● 都道府県における法人後見の担い手養成研修の実施状況



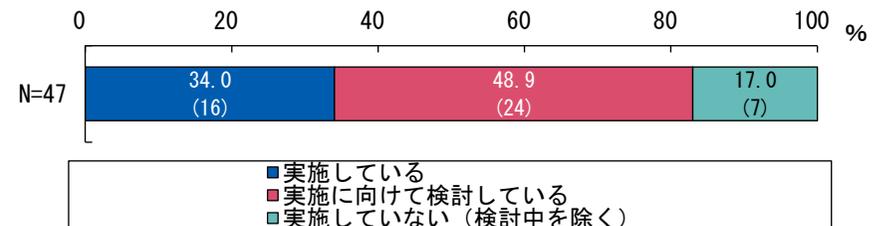
#### ● 都道府県単位の協議会の設置有無



#### ● 都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施状況



#### ● 都道府県による意思決定支援研修の実施状況



(参考) 都道府県別のKPI達成状況

<策定又は実施済 (R4.4 時点) の平均取組数 : 2.1取組 → 策定又は実施予定あり (R4.4 時点) の平均取組数 : 2.7取組>

■・・・令和4年4月1日時点で策定 (実施) 済み

■・・・令和4年4月1日時点で策定 (実施) 予定あり



都道府県名	達成項目数 (予定を含む)	①担い手の育成の方針の策定	②市民後見人養成研修の実施	③法人後見実施団体の養成研修の実施	④市町村長申立てに関する研修の実施	⑤協議会設置	⑥意思決定支援研修の実施
北海道	5	○	◎	○	◎	◎	
青森県	2				◎		◎
岩手県	3	○			◎	◎	
宮城県	1						◎
秋田県	5	○		◎	◎	◎	◎
山形県	1				◎		
福島県	2	○			◎		
茨城県	2		○		◎		
栃木県	2			◎	◎		
群馬県	3	○		◎	◎		
埼玉県	3	○			◎	◎	
千葉県	3			◎	◎	◎	
東京都	3	○				◎	◎
神奈川県	5	○	◎	◎	◎	◎	
新潟県	2				◎	◎	
富山県	0						
石川県	3	○			◎	◎	
福井県	2				◎		◎
山梨県	2		◎				◎
長野県	3	○		◎		◎	
岐阜県	6	○	◎	◎	◎	◎	◎
静岡県	6	◎	◎	◎	◎	◎	◎
愛知県	3	○			◎	◎	
三重県	1	○					
滋賀県	4	○			◎	◎	◎
京都府	3	○			◎		◎
大阪府	4	○		◎	◎	◎	
兵庫県	1	○					
奈良県	2		○	◎			
和歌山県	1				◎		
鳥取県	4		◎	◎	◎		◎
島根県	0						
岡山県	2	○	◎				
広島県	1			◎			
山口県	1				◎		
徳島県	5	○	◎	◎	◎	◎	◎
香川県	3		◎	◎	◎		
愛媛県	1	○					
高知県	0						
福岡県	4	○	◎		◎		◎
佐賀県	3	○	◎	◎			
長崎県	5	○	◎	◎		◎	◎
熊本県	4	○	◎	◎	◎		◎
大分県	5	◎	◎		◎	◎	◎
宮崎県	6	○	◎	◎	◎	◎	◎
鹿児島県	1				◎		
沖縄県	1	○					
達成項目数 (予定を含む)	-	28	17	19	30	19	16

◎：令和4年4月1日時点で策定済み/実施済み  
 ○：令和4年4月1日時点で策定予定あり/実施予定あり  
 ※空欄：検討中/策定予定なし/実施予定なし  
 ※ただし、④のみ「令和4年度中に実施予定」の場合も「◎」と記載している。

- **地域連携ネットワークづくりに関する取組について**



## 地域連携ネットワークづくりに関する厚生労働省の取組の概要

- 厚生労働省では、すべての市町村において、権利擁護支援の地域連携ネットワークが構築されることを目指し、中核機関の整備や市町村計画の策定といった市町村の体制整備を推進する取組を実施。
- 引き続き、これらの取組を進めるとともに、第二期計画でK P Iが掲げられた都道府県の機能強化や担い手の確保・育成等に資する取組のさらなる推進も行う。

### 市町村の体制整備の推進に関する取組

- ① 市町村・中核機関職員向け研修（基礎・応用）、都道府県等職員向け研修の実施（令和元年度～）。
- ② 市町村の実践例等を紹介する「市町村セミナー」の開催（平成30年度～）。
- ③ 市町村・中核機関等から体制整備や困難事案等の個別相談を受ける「窓口（K-ねっと）」を全社協に開設（令和2年度～）。
- ④ 市町村職員等が、全国の取組状況の検索や情報交換を行うことができる「ポータルサイト（成年後見はやわかり）」を開設（令和2年度～）。
- ⑤ 「体制整備の手引き」「実務の手引き」「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集」「市町村計画策定の手引き」「都道府県による市町村支援ガイド」の作成（平成29年度～）。
- ⑥ 市町村等に最新の動向を周知する「ニュースレター」の発行（平成30年度～令和4年度で、第31号まで発行）。

### 第二期計画を踏まえた更なる推進に関する取組

- ① 市町村・都道府県に対して、第二期計画の施行通知及びKPIの考え方を示す事務連絡を発出。
- ② 都道府県の機能強化を図るための研修カリキュラム等の作成（令和3年度）と、都道府県の取組を推進する補助事業の創設（令和4年度～）。都道府県による市町村支援に関する取組報告や情報交換・意見交換の場として「都道府県交流会」の実施（令和4年度～）。
- ③ 都道府県等が意思決定支援に関する研修を実施できるようになることを目的とした「意思決定支援研修」の実施（令和2～3年度）。また、厚生労働省による研修指導者の養成及び都道府県による意思決定支援研修の実施を推進する補助事業の創設（令和4年度～）。その他、各種意思決定支援に係るガイドラインに共通する理念や考え方の整理などを行う研究事業の実施（令和4年度）。
- ④ 日常生活自立支援事業の効果的な実施方策の検討を行う研究事業の実施（令和4年度）。
- ⑤ 意思決定支援や身上保護の内容を含める等「市民後見人養成研修カリキュラム」の見直しの検討（令和4年度）などの実施。
- ⑥ 全国で成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための留意事項の整理に向けた現状や未実施理由の把握などの実施（令和4年度）。
- ⑦ 市町村長申立て基準及び虐待等の緊急事案における親族調査の基本的な考え方の通知発出（令和3年度）とフォローアップ（令和4年度）などの実施。

# 成年後見制度利用促進体制整備研修の実施【令和元年度～】

- 体制整備に関する基本的な考え方を全国に浸透させるため、成年後見制度や権利擁護について体系的かつ網羅的に学ぶことができる市町村・中核機関等職員向け研修（基礎・応用）、都道府県等職員向け研修を実施。
- 令和元年～4年度の4か年で、**延べ6,286名が研修を受講**（基礎研修：延べ3,228名、応用研修：延べ2,535名、都道府県担当職員・アドバイザー向け研修：延べ523名が受講）。
- 令和2年度からはオンラインで実施にしたことにより、中山間地や島しょ部等からの参加者数が増加。また、令和4年度は基礎研修について、ライブ配信を2回開催したほか、ライブ配信の収録動画を視聴可能なコースも設けたことで参加者数が増加。第二期基本計画策定を受け、都道府県の支援体制強化のため、都道府県等職員向け研修の内容の充実を図り、参加者数も増加。

		基礎研修	応用研修	都道府県担当職員・アドバイザー向け研修
対象		市町村、中核機関、権利擁護センター、市町村社会福祉協議会等の職員	中核機関、権利擁護センター、市町村社会福祉協議会等の職員	都道府県担当者、都道府県社会福祉協議会等の職員、体制整備担当アドバイザー、権利擁護支援担当アドバイザー、希望する市町村、中核機関等の職員
手法等 (R4)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンデマンド配信</li> <li>・ライブ配信（3日間×2回）</li> </ul> <small>※別途、ライブ配信日の受講が難しい方向けコース（ライブ配信の収録動画を視聴して受講）を設定</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンデマンド配信</li> <li>・ライブ配信（3日間）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンデマンド配信</li> <li>・ライブ配信（対象別演習1日×3回、総合演習1日）</li> <li>・意思決定支援指導者養成研修（2H×5日間）</li> </ul>
内容等		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 権利擁護支援の基本的な考え方、地域連携ネットワークの全体像等の理解を目的として実施。</li> <li>○ 具体的には、関連制度に関する基礎的な講義や、地域連携ネットワーク、市町村長申立て、意思決定支援、広報、相談、市町村における協議会運営等に関する事例を踏まえた演習を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中核機関職員として求められる実践的なスキルの習得を目的として実施。</li> <li>○ 具体的には、意思決定支援、受任調整、後見人支援等に関する事例を踏まえた応用的な演習を実施。任意後見・補助・保佐類型の相談対応についても、講義・演習を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ R4～都道府県の支援体制強化のため内容を充実。都道府県担当職員、都道府県アドバイザー（体制整備、権利擁護支援）各役割を理解することを目的として実施。</li> <li>○ 具体的には、研修企画、市町村支援、担い手の育成方針、地域連携ネットワーク、都道府県協議会、権利擁護支援の相談、ケース会議等に関する事例を踏まえた演習を実施。</li> <li>○ 意思決定支援指導者養成研修 各ガイドラインの講義と演習を実施。</li> </ul>
延べ受講者数	R元	651名	447名	81名
	R2	1,058名	881名	104名
	R3	355名	556名	115名
	R4	1,164名 <small>(うち ライブ配信日の受講が難しい方向け 466名)</small>	651名	310名 <small>(うち 意思決定支援指導者養成研修 87名)</small>
	合計	3,228名	2,535名	610名



※R2～R4については、オンライン実施のため、受講者数は受講決定者数を記載。

# 権利擁護支援体制全国ネット（K-ねっと）の運営【令和2年度～】

- 市町村、中核機関等における相談体制の強化を図るため、相談窓口（愛称：K-ねっと）を全国社会福祉協議会に設置。
- 専用ダイヤル及び専用メールアドレスを設け、専門職団体（日本弁護士連合会、成年後見センター・リーガルサポート、日本社会福祉士会）や自治体職員などのアドバイザーや、専門相談員（成年後見制度や権利擁護支援の相談対応歴の豊富な社会福祉士）の助言を受けながら、相談に応じている。
- **相談実績**（R4.4.1～R5.1.31）**192件**（うち、電話相談 84%（162件）、メール相談 16%（30件））となっている。
- K-ねっとに寄せられる相談は、中核機関と市区町村行政からのものが多い。相談内容は、体制整備についてが47%（91件）と最も多く、以下、個別事例の対応についてが18%（34件）、成年後見制度についてが14%（27件）の順になっている。
- 任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報・啓発事業として、全国セミナーを毎年回開催している。令和4年度の受講者数（オンライン・YouTube）は、計 1,184名であった。

## ◆ K-ねっとの実施スキーム

- 研修通りに進めてもうまいかない…
- 先進事例を教えてほしい…
- ○○との連携をどうしたらよい？
- 対応に困っているケースの助言がほしい。 など

自治体・中核機関

①相談 ②助言

K-ねっと（全社協）

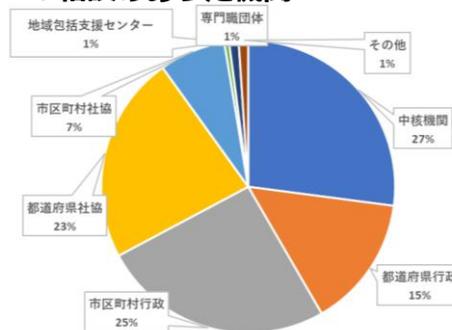
- アドバイザー
  - ・ 日本弁護士連合会
  - ・ 成年後見センター・リーガルサポート
  - ・ 日本社会福祉士会
  - ・ 自治体職員
  - ・ 中核機関職員 等
- 専門相談員

連携

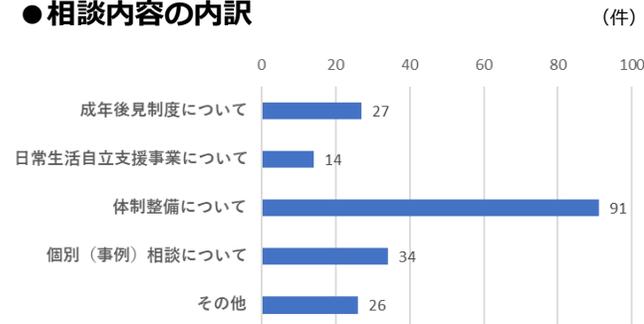
厚生労働省  
成年後見制度利用促進室

## ◆ K-ねっとの相談実績等（令和5年1月末時点）

### ● 相談のあった機関



### ● 相談内容の内訳



### ● 相談内容の主な例

中核機関関係	○ 中核機関が活用できる財源を知りたい。機能拡大に向けてほかの自治体の取組を知りたい。
協議会関係	○ 協議会でどのような議題を取り扱っていると有益な議論ができるか。
市町村計画関係	○ 計画の策定に向けて、家裁と連携している事例を知りたい。
担い手関係	○ 市民後見人養成にあたってバックアップ体制づくりの進め方を教えて欲しい。 ○ 法人後見の受任先を増やしていきたいので、他の自治体の取組を知りたい。
利用支援事業関係	○ 交付要綱の対象について、ほかの自治体の基準を知りたい。
市町村長申立て関係	○ 親族調査や意向確認の範囲や、ルールについて教えてほしい。

# 成年後見制度利用促進ポータルサイト（成年後見はやわかり）の運営等 各種広報・周知の実施【令和2年度～】

市町村の体制整備の  
推進に関する取組

- 本人・家族等の利用や、自治体・中核機関の取組が促進されるよう、任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化の取組の一環として、令和2年度よりポータルサイトの運営を実施。  
サイトには、保佐を利用している知的障害者・精神障害者、任意後見契約をしている高齢者、活躍している市民後見人のインタビューを含む制度説明動画のほか、任意後見制度や成年後見制度の適切な利用を呼びかけるポスター、障害のある当事者向けの制度説明パンフレット、成年後見利用促進体制整備研修や意思決定支援研修の研修資料・動画等も掲載。
- 令和4年度は、担い手育成の重要性を伝える冊子・チラシを制作し、全国の自治体等に展開。市民後見人・法人後見の活動動画をポータルサイトで公開。
- 都道府県交流会（全9回。オンライン開催）を開催し、都道府県担当職員・社会福祉協議会職員・アドバイザー等参加者間の交流を通じた成年後見制度利用促進・権利擁護支援の取組等の推進。

ポータルサイト閲覧実績：**553,897回**（令和3年4月～令和4年3月）

啓発のための冊子 →



◆ サイト名：成年後見はやわかり（URL：<https://guardianship.mhlw.go.jp/>）



## 成年後見制度

せいねんこうけんせいど

成年後見制度とは、知的障害・精神障害・認知症などによってひとりで決めることに不安や心配のある人が、いろいろな契約や手続をする際にお手伝いする制度です。

活躍している市民後見人、法人後見の担当職員へのインタビューを含む説明動画を掲載。活動内容や意義、活動へのサポート体制を紹介。



### 支援をご検討しているみなさまへ



市民後見人や法人後見についてくわしくお話しします。

### ▶ ご本人・家族・地域のみなさまへ



制度の内容や利用の仕方、成年後見人等についてくわしくお話しします。

任意後見制度、法定後見制度それぞれに、利用している当事者や支援者のインタビューを含む制度の説明動画を掲載。

掲示板により、自治体・中核機関の職員間で、情報交換が可能。

検索システムにより、厚労省ホームページ「成年後見制度利用促進」の「自治体事例紹介」に掲載している取組事例について、人口規模やキーワードなどで検索可能。

### ▶ 自治体・中核機関のみなさまへ



・「後見の知恵」聞かせて広場  
・取組事例紹介  
・研修動画  
などの情報が見られます。

成年後見利用促進体制整備研修等の資料、講義動画をアップ。

# 成年後見制度利用促進現状調査等事業の概要

- 意思決定支援に関しては、様々な分野におけるガイドラインが存在する中で、関係者等における各ガイドラインの理解状況等を把握した上で、各ガイドラインに共通する基本的な意思決定支援の考え方についての議論を進め、その結果を整理した資料を作成することを目的として、調査事業を実施。

## ◆ 検討体制と検討概要について

### 検討委員会

#### 所属・役職（◎：委員長）

◎ 青木 佳史	日弁連高齢者・障害者権利支援センター 副センター長	住田 敦子	尾張東部権利擁護支援センター センター長
◎ 新井 誠	中央大学研究開発機構 教授、日本成年後見法学会 理事長	高橋 良太	全国社会福祉協議会 地域福祉部長
五十嵐 禎人	千葉大学社会精神保健教育研究センター 教授	西川 浩之	成年後見センター・リーガルサポート 副理事長
小賀野 晶一	中央大学法学部 教授	花俣 ふみ代	認知症の人と家族の会 副代表理事
小川 朝生	国立研究開発法人国立がん研究センター 精神腫瘍科長	星野 美子	日本社会福祉士会 理事
久保 厚子	全国手をつなぐ育成会連合会 会長	水島 俊彦	日本司法支援センター（法テラス）本部 シニア常勤弁護士
櫻田 なつみ	日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構 理事		

### 作業部会 1

WG（共通資料作成検討）

#### 所属・役職（○：作業部会長）

○ 小川 朝生	国立研究開発法人国立がん研究センター 精神腫瘍科長
住田 敦子	尾張東部権利擁護支援センター センター長
曾根 直樹	日本社会事業大学准 教授
中 恵美	金沢市地域包括支援センターとびうめ センター長
三浦 久幸	国立長寿医療研究センター（在宅連携医療部）部長
又村 あおい	全国手をつなぐ育成会連合会 事務局長
山縣 然太郎	山梨大学大学院総合研究部 教授
山崎 さやか	健康科学大学看護学部 助教

- 各ガイドラインに共通する基本的な意思決定支援の考え方について、研修資料作成

### 作業部会 2

WG（意思尊重に関する内容検討）

#### 所属・役職（○：作業部会長）

桐原 尚之	全国「精神病」者集団
西尾 史恵	弁護士 岡山パブリック法律事務所
西川 浩之	成年後見センター・リーガルサポート 副理事長
星野 美子	日本社会福祉士会 理事
○ 水島 俊彦	日本司法支援センター（法テラス）本部 シニア常勤弁護士

- 意思尊重に関する内容の検討
- 後見人等に課せられた義務と各ガイドラインとの関係性に関して、インタビュー等の現状調査及び結果分析

# 日常生活自立支援事業の効果的な実施方策の検討と周知

(令和4年度社会福祉推進事業「権利擁護支援の充実のための日常生活自立支援事業の在り方に関する調査研究事業」)

第二期計画を踏まえた更なる推進に関する取組

生活困窮者自立支援制度等との連携も考慮しつつ、**日常生活自立支援事業の効果的な実施方策について検討し、その結果を幅広く周知**するなど、地域を問わず一定の水準で同事業を利用できる体制を目指す。

## 権利擁護支援の充実のための日常生活自立支援事業の在り方に関する調査研究事業

➡ 現在、令和4年度社会福祉推進事業において、① **他法他施策との関連での日常生活自立支援事業に関する役割の整理及び地域連携ネットワークにおける必要な体制強化**、② **日常生活自立支援事業の効果的・効率的な実施方策の検討**に関する調査研究を実施。その成果物（手引きや記録様式等）について、都道府県社協や市町村社協等へ周知する予定。

### 権利擁護支援の充実のための日常生活自立支援事業の在り方に関する調査研究事業の成果物（案）

#### 成果物(案)

- 「日常生活自立支援事業実施の手引き」、「概要」、「記録様式」の整理・見直し・補強

#### 成果物作成にあたっての着眼点

##### ①他法他施策との関連での同事業に関する役割の整理及び地域連携ネットワークにおける必要な体制強化に向けて

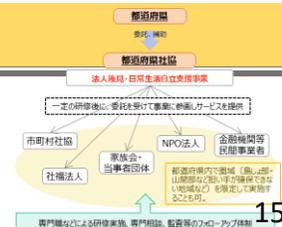
- 地域を問わず一定の水準で同事業を利用できる体制や仕組み等の構築・強化**：権利擁護支援を必要とする人の増加及び担い手不足を見据え、**他の関連諸制度との連携が促進されるようなアセスメント・計画・評価を重視する事業フロー（PDCA）、仕組み等を検討する**（「日常的金銭管理」、「意思決定支援」、「地域社会への参加」等の重視）。

##### ②日常生活自立支援事業の効果的・効率的な実施方策の検討に向けて

- 業務負担軽減策の検討**：市町村社協、都道府県社協が直面している**業務負担の軽減に向けた検討**を行う（様式、システム、紙での保管、都道府県社協や全社協への報告項目の不統一等）。

## 持続可能な権利擁護支援モデル事業の推進

➡ 令和4年度から予算事業として実施している「持続可能な権利擁護支援モデル事業」では、権利擁護支援の担い手が不足している地域において、**日常生活自立支援事業の取組に民間企業など福祉関係以外の事業者等も含めた新たな主体の参画を促す取組を実施**。当該取組の実践を通じて、離島や山間部等でも、都市部と同水準で同事業を利用できる体制の構築を目指す。



# 担い手の確保・育成等の推進

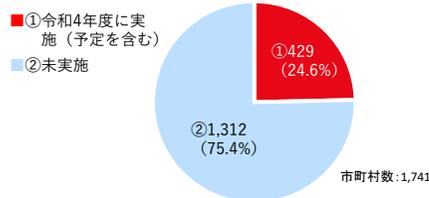
- 中核機関等の整備による権利擁護支援のニーズの顕在化や認知症高齢者の急速な増加が見込まれる中、全国どの地域においても専門職後見人のみならず、市民後見人や法人後見による支援が受けられるよう、以下の取組により担い手の確保・育成等の推進を図る。

## ◆ 市民後見人の育成

- 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」において、市民後見人養成研修カリキュラムの見直しや、養成研修修了者の活躍策の検討を行う旨、記載されたことを踏まえ、令和4年度老人保健健康増進等事業において、**市民後見人養成のための基本カリキュラムの改訂**の検討、地域において広く権利擁護の支援を行っている**市民後見人養成研修修了者の活躍の推進方策**の検討を行っており、今後、これらの結果について周知を行う予定である。

※数値は速報値であり、今後変動する可能性がある

市民後見人の養成に関する実施状況



市民後見人の養成者数

■ 市民後見人の養成者数合計  
1万8,004名 → 2万1,476名  
(令和4年4月1日時点までの累計)

うち成年後見人等の受任者数  
1,577名 → 1,716名

法人後見の支援員  
2,199名 → 2,375名

日常生活自立支援事業の生活支援員  
2,820名 → 2,881名  
(令和4年4月1日時点)

厚生労働省「令和4年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」(令和4年10月1日現在)

※数値は速報値であり、今後変動する可能性がある

## ◆ 法人後見の担い手の育成

- 令和5年度予算案において、新たに都道府県による**法人後見養成研修事業を国庫補助対象に追加**するとともに、令和5年2月に都道府県に対し**法人後見研修の実施の働きかけ**や「**研修カリキュラム**」の周知等を行った。  
引き続き、都道府県による担い手育成方針の策定や法人後見研修の実施等法人後見の担い手確保の取組を推進していく。

法人後見支援事業の実施状況(令和3年度)



※数値は速報値であり、今後変動する可能性がある

市町村が把握している後見を実施している法人数の内訳

■ 法人後見を実施している法人数合計 ※1  
1,028法人 → **1,136法人**

※2  
うち市町村社協及び社協以外の社会福祉法人  
712法人

NPO法人  
215法人

その他  
209法人

※1 調査日時点で市町村が把握している法人後見を実施している法人数であることを留意

※2 内訳については、R3から把握

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援室調べ(令和4年10月1日現在)

(参考) 都道府県の取組状況：令和4年度に、法人後見推進のための研修実施団体は18自治体(38.3%)

厚生労働省「令和3年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」(令和4年4月1日時点)

## 担い手の確保・育成等の推進に係る助成制度

### ◆ 権利擁護人材育成事業 (地域医療介護総合確保基金(介護分))

令和5年度予算案 137億円の内数

成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。  
(対象)(1)権利擁護人材の養成研修  
成年後見制度の下で身上保護等の支援を行う市民後見人の養成研修  
(2)権利擁護人材の資質向上のための支援体制の構築  
市民後見人からの報告を踏まえた適切な助言・指導など、権利擁護活動を安定的かつ適正に実施するための支援体制の構築

### ◆ 法人後見支援事業 (地域生活支援事業費等補助金)

令和5年度予算案 507億円の内数

後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障害者の権利擁護を図る。  
(対象)(1)法人後見実施のための研修 ※新たに都道府県を実施主体に追加  
(2)法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築  
(3)法人後見の適正な活動のための支援  
(4)その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

市町村数: 1,741

# 成年後見制度利用支援事業の推進

- 全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、以下の取組により、**成年後見制度利用支援事業の適切な実施を推進**。

## ◆ 自治体への通知発出及び全国担当課長会議における周知

- 令和4年10月に「**成年後見制度利用支援事業の適切な実施について**」※を**各都道府県・各市町村あて発出**。同事業の対象として、市町村長申立以外の本人申立や親族申立費用及び報酬、生活保護以外の低所得者の申立費用及び報酬、後見等監督人が選任される場合の報酬等を含むこと等について検討するよう周知。 ※令和4年10月17日付け 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室、老健局認知症施策・地域介護推進課 事務連絡
- 加えて、令和5年3月開催の**全国担当課長会議**において、上記について**再度周知**を行った。

## ◆ 調査研究の実施（老人保健健康増進等事業）

- 令和4年度老人保健健康増進等事業において、全国の成年後見制度利用支援事業の**実施状況や未実施理由等の把握**を行うとともに、事業の**推進につながる留意事項**について検討を行っており、今後、通知を発出予定である。

### （参考）成年後見制度に係る申立費用や報酬助成の状況

#### 高齢者関係

n=1,741 / R3.4 1,690自治体 / R4.4 1,699自治体

・申立費用及び報酬両助成あり	1,575自治体・90.5%	→	1,602自治体・92.0%
・申立費用助成のみ	16自治体・0.9%	→	11自治体・0.6%
・報酬助成のみ	99自治体・5.7%	→	86自治体・4.9%
・いずれもなし	51自治体・2.9%	→	42自治体・2.4%

#### 障害者関係

※数値は速報値であり、今後変動する可能性がある  
n=1,741 / R3.4 1,682自治体 / R4.4 1,703自治体

・申立費用及び報酬両助成あり	1,565自治体・89.9%	→	1,605自治体・92.0%
・申立費用助成のみ	20自治体・1.1%	→	15自治体・0.9%
・報酬助成のみ	97自治体・5.6%	→	83自治体・4.8%
・いずれもなし	59自治体・3.4%	→	38自治体・2.2%

時点	申立者別				類型別			資力別	
	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可
R4.4	1,699	1,116	1,095	880	1,699	1,685	1,683	21	1,678
R3.4	1,688	1,069	1,039	884	1,689	1,674	1,671	23	1,667
R2.4	1,640	871	832	662	1,655	1,624	1,620	71	1,588

時点	申立者別				類型別			資力別	
	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可
R4.4	1,702	1,118	1,093	873	1,703	1,686	1,684	16	1,687
R3.4	1,680	1,063	1,030	893	1,681	1,668	1,666	31	1,651
R2.4	1,624	855	812	653	1,634	1,598	1,594	77	1,573

# 市町村長申立ての適切な実施

- 全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、以下の取組により、**市町村申立てが適切に実施されるよう、実務の改善を図っていく。**

## ◆ 市町村長申立基準等の周知

- 令和3年11月に各都道府県・各市町村あて発出した市町村長申立基準等に係る通知について、令和5年3月開催の**全国担当課長会議**において**再度周知**を行った。

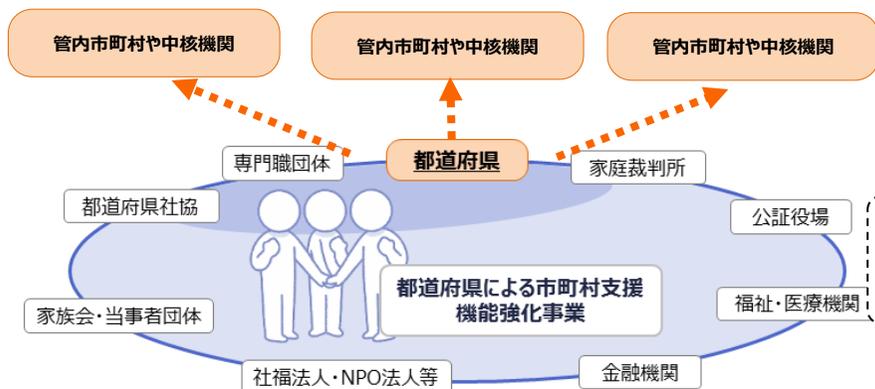
※令和3年11月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知

## ◆ 調査研究の実施（老人保健健康増進等事業）

- 令和4年度老人保健健康増進等事業において、**全国の市町村長申立ての実施状況や支障事例等の把握**を行うとともに、**各自治体が参考となる好事例の収集等**を行っており、今後、通知を発出予定である。

## ◆ 市町村長申立て業務の実務能力の向上

- 令和4年度から、都道府県が**市町村・中核機関の職員等向けに実施する市町村長申立て業務等の実務能力向上のための研修に対する費用助成を開始。**（「都道府県による市町村支援機能強化事業」成年後見制度利用促進体制整備事業：令和5年度予算案4.0億円の内数）



- **都道府県による市町村支援機能強化事業【実施主体：都道府県（委託可）】**

● 担い手育成方針の検討など司法専門職や家裁等との定例的な協議と、市町村職員向け研修を実施する都道府県に補助を行う。また、相談窓口を設置し、各アドバイザーの派遣等を行う場合は加算する。

<基準額> 1,000千円/必須取組  
4,000千円/加算取組（1都道府県あたり最大10,000千円）

【必須】①司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の実施

②市町村・中核機関等の職員向け研修の実施

【加算】①体制整備アドバイザーの配置・派遣

②相談窓口の設置と専門的支援アドバイザーの配置・派遣

<補助率> 1/2

助成対象は、成年後見制度や権利擁護支援の必要性の理解を高める研修や市町村長申立業務等の実務能力を向上させるための研修等

# 3

- **総合的な権利擁護支援策の充実に関する取組について**

# 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施自治体の拡大

令和4年度予算額 38百万円 → 令和5年度予算案 98百万円

- 総合的な権利擁護支援策の充実を図るため、令和4年度から予算事業として実地している「持続可能な権利擁護支援モデル事業」を通じて、実践事例の把握や分析・検討を進めている。
- **初年度である令和4年度は10自治体**が実施。**令和5年度は実施自治体数を35自治体に拡大**し、総合的な権利擁護支援策の構築に向けた各種取組の効果や取組の拡大に向けて解消すべき課題の検証等を進める。

## 事業の概要・スキーム、実施主体等

### ○ 持続可能な権利擁護支援モデル事業

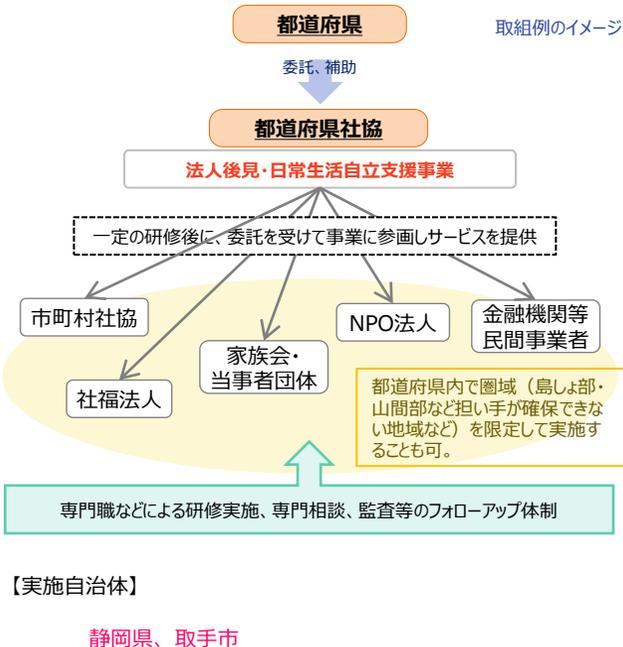
【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

＜基準額＞ 1自治体あたり 5,000千円  
＜補助率＞ 3/4

#### ① 地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組

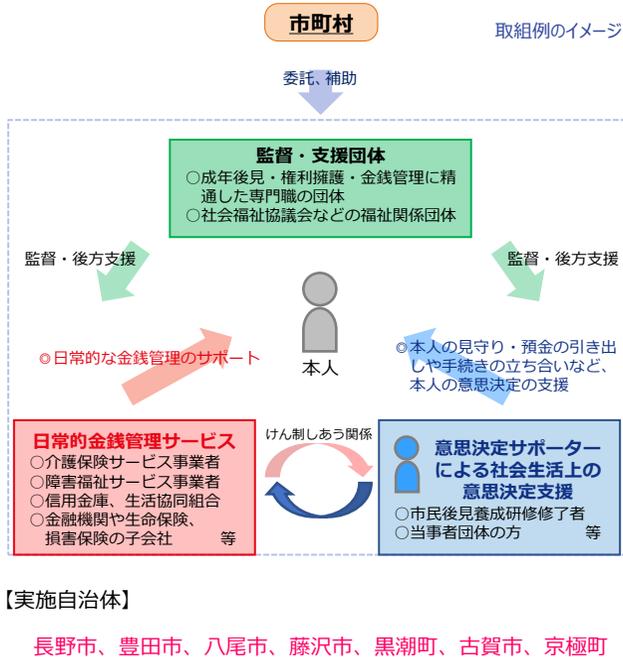
権利擁護支援の担い手が不足している地域において、法人後見や日常生活自立支援事業の取組に民間企業など福祉関係以外の事業者も含めた**新たな主体の参画を促すことにより、地域における権利擁護支援の担い手の確保、育成の増進を目指す取組。**



#### ② 簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組

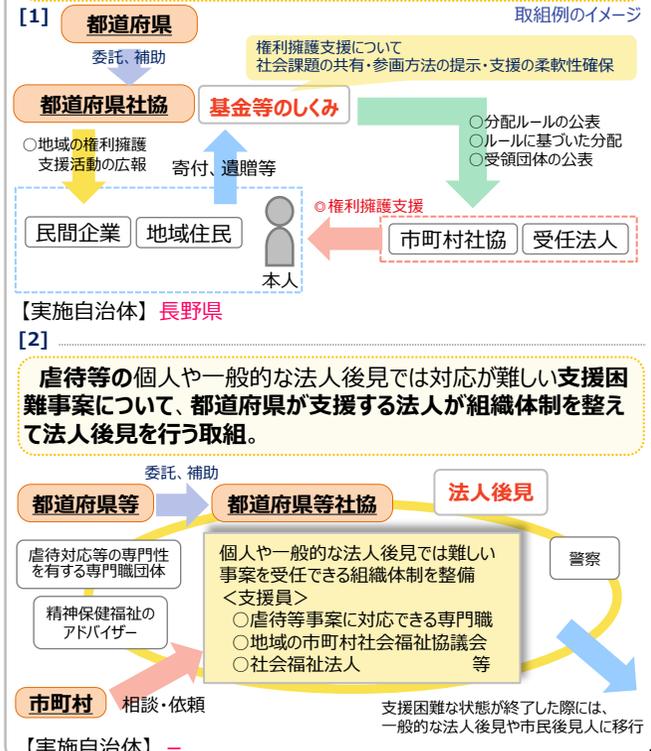
市町村の関与の下で**意思決定サポーターによる意思決定支援**によって、利益相反など本人に不利益が生じないように留意しながら、**日常的な金銭管理など適切な生活支援等のサービスを行う方策を検討する取組。**

意思決定の場面において、権利侵害等を発見した場合に**司法による権利擁護支援を身近なものとする方策**についても検討



#### ③ [1]寄付等の活用や、[2]虐待案件等を受任する法人後見など、都道府県・指定都市の機能を強化する取組

民間企業や地域住民から資金を調達することにより、**公的財源では性質上対応困難な権利擁護支援の課題への柔軟な対応を可能とする取組**



# 持続可能な権利擁護支援モデル事業研修カリキュラム作成・プレ研修実施

○ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実や機能強化等に向けて、「持続可能な権利擁護支援モデル事業」に取り組む自治体が、同事業を推進する上での検討事項や留意点の整理を通じて、同事業の実効性を高めることなどを目的として、以下の内容の調査事業を実施。

1. モデル事業実施自治体をはじめ各テーマの事業参画主体を対象とする研修カリキュラム・資料作成

(1) モデル事業を実施する市町村・都道府県職員等を対象とした研修カリキュラム・資料（作成にあたり実施自治体等へのヒアリング調査も実施）

(2) モデル事業の事業者等\*を対象とする研修カリキュラム・資料 \*日常的金銭管理サービス事業者、意思決定サポーター、監督・支援団体

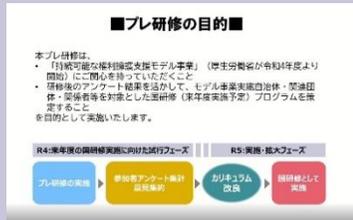
2. 「1」で作成した研修カリキュラム・資料を用いた「プレ研修」の実施

## ◆ 「持続可能な権利擁護支援モデル事業 プレ研修」実施概要

目的：モデル事業への関心を高めること、受講者アンケートを通じたR5年度実施予定の国研修プログラム策定に向けた検討課題の洗い出し

形式：オンライン配信（一部録画映像配信）+後日オンデマンド配信（R5.3.31まで）

対象：自治体職員、社会福祉協議会職員、民間事業者・団体、市民後見人、当事者団体、専門職 等

日程	R5.2.1 総論	R5.2.3 モデル事業テーマ①	R5.2.8 モデル事業テーマ②	R5.2.9 モデル事業テーマ②	R5.2.10 モデル事業テーマ③
申込者数	415名	311名	471名	325名	263名
ねらい	・モデル事業の全体像、社会的背景の理解	・第2期計画におけるモデル事業の位置づけ、隣接する制度の説明、実践事例・報告を通じたモデル事業テーマ①の理解	・第2期計画におけるモデル事業の位置づけ、モデル事業テーマ②に関わる主体（日常的金銭管理サービス事業者、意思決定サポーター、監督・支援団体）に求められる役割や留意点の解説、実践報告を通じたモデル事業テーマ②の理解	・第2期計画におけるモデル事業の位置づけの説明、実践報告、公的後見の現状解説を通じたモデル事業テーマ③の理解	・第2期計画におけるモデル事業の位置づけの説明、実践報告、公的後見の現状解説を通じたモデル事業テーマ③の理解
講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>『持続可能な権利擁護支援モデル事業の概要と期待する効果』</li> <li>『身寄りのない方への支援と注意すべき観点～法的立場から～』</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>『テーマ①概要～民間企業等の参画を得て権利擁護支援の仕組みを構築する（法人後見、日常生活自立支援事業）～』</li> <li>『日常生活自立支援事業の概要と今後の担い手確保に向けて』</li> <li>『外部委託により日常生活自立支援事業を実施する上でのポイント』</li> <li>実施自治体による実践報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>『テーマ②概要～日常的金銭管理で地域生活における意思決定を支援する～』</li> <li>『意思決定支援の重要性～地域で生活を続けるために～』</li> <li>『意思決定サポーターによる意思決定支援の実践とそのバックアップ』</li> <li>『意思決定支援を踏まえた日常的金銭管理とそのバックアップ』</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>『監督・支援団体による事業者・意思決定サポーターへの支援監督～「司法へのつながり」も意識しながら～』</li> <li>実施自治体による実践報告</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>『テーマ③-1概要～寄付等の活用による多様な主体の参画～』</li> <li>モデル事業実施自治体の実践報告</li> <li>『テーマ③-2概要～公的関与による法人後見の実施～』</li> <li>『公的な関与による後見の必要性、広域で取り組む重要性』</li> </ul>

# 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」実施自治体等説明会の開催

- 第二期計画に基づき、総合的な権利擁護支援策の充実を図るため、厚生労働省では、令和4年度より「持続可能な権利擁護支援モデル事業」を実施。
- これに関して、モデル事業を実施予定の自治体及びモデル事業に関心を持つ**55自治体（8都道府県・47市町村）**を対象に説明会（会場とオンラインのハイブリット形式）を開催。その結果、令和4年度は**10自治体**が実施。
- 今後は、モデル事業の周知等を行うセミナーを各ブロック単位で開催する予定。

## ◆ 説明会の実施概要について

- 1日目は、モデル事業の必要性や概要、留意点等を説明するとともに、実施予定の8自治体からの実施構想の報告・共有を実施。
- 2日目は、モデル事業の着手に向けた計画づくりと多様な主体の参画を促すためのファンドレイジングに関する講義・演習を実施。

1日目	2日目
1 挨拶・趣旨等説明「総合的な権利擁護支援策を充実する必要性」	1 講義「社会的インパクト志向の計画の作り方」
2 行政説明「持続可能な権利擁護支援モデル事業の概要と事業実施に当たっての留意事項」	2 講義「福祉活動におけるファンドレイジング基礎知識」
3 令和4年度「持続可能な権利擁護支援モデル事業」実施予定自治体の事業実施構想について（報告）	3 演習「インパクトゴール設定とロジックモデルづくり」
4 ミニ講義「利益相反と関係性注意事項について」	—
5 参加者によるグループ意見交換・質疑応答	—

<説明会の様子（会場2日目）>



## ◆ 令和4年度「持続可能な権利擁護支援モデル事業」実施自治体（全10自治体）

- 【テーマ①】 地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組  
（実施予定自治体：2自治体）静岡県、取手市
- 【テーマ②】 簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組  
（実施予定自治体：7自治体）長野市、豊田市、八尾市、藤沢市、黒潮町、古賀市、京極町
- 【テーマ③】 寄付等の活用や、虐待案件等を受任する法人後見など、都道府県の機能を強化する取組  
（実施予定自治体：1自治体）長野県

※令和4年7月末時点（説明会開始後に古賀市追加）。  
※令和5年1月（追加協議により、京極町追加）。

# 4

- **参考：令和5年度予算案について**

# 成年後見制度の見直し検討に対応した総合的な権利擁護支援の推進

令和5年度予算案 8.1億円（令和4年度予算額 6.4億円）

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策（意思決定支援によって本人の金銭管理を支える方策など）の検討を進め、必要な福祉の制度や事業の見直しを行う方向性が示されている。
- この動きも踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、引き続き、市町村・都道府県による「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」を後押しするとともに、「新たな権利擁護支援策の構築」に向けた実践や検討を進める。

## 地域共生社会の実現

第二期成年後見制度利用促進基本計画における施策の目標  
成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討＋総合的な権利擁護支援策の充実

### 1 包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

#### (1) 都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

- 都道府県の市町村支援機能の強化による中核機関の立ち上げの推進や、中核機関のコーディネート機能強化により、市町村の包括的なネットワークづくりを推進する。
- 都道府県における専門的な助言体制の確保や、国による広報・相談等の自治体支援や各種研修の実施により、多層的なネットワークづくりも併せて推進する。

#### (2) 地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

- 都道府県・市町村・中核機関による、市民後見人や福祉・司法の関係者を対象にした意思決定支援や権利擁護支援に関する研修等を推進する。
- 地域連携ネットワーク関係者による支援を効果的に行うため、成年後見制度と既存の権利擁護支援策等の連携強化や、オンライン活用を推進する。

### 2 新たな権利擁護支援策の構築に向けた取組の推進

#### (1) 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施自治体の拡大

- 広範な権利擁護支援ニーズに対応していくため、多様な主体の参画を得て、権利擁護支援に係る新たな連携・協力による仕組みづくりを行うモデル事業について、実施自治体数を拡充し、新たな権利擁護支援策の構築に向けた各種取組の効果や取組の拡大に向けて解消すべき課題の検証等を進める。

#### (2) 新たな権利擁護支援策の構築を行うための環境整備

- 「成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策調査等事業」において、モデル事業実施自治体実践例の分析等を行い、新たな支援策構築に向けた検討を行う。

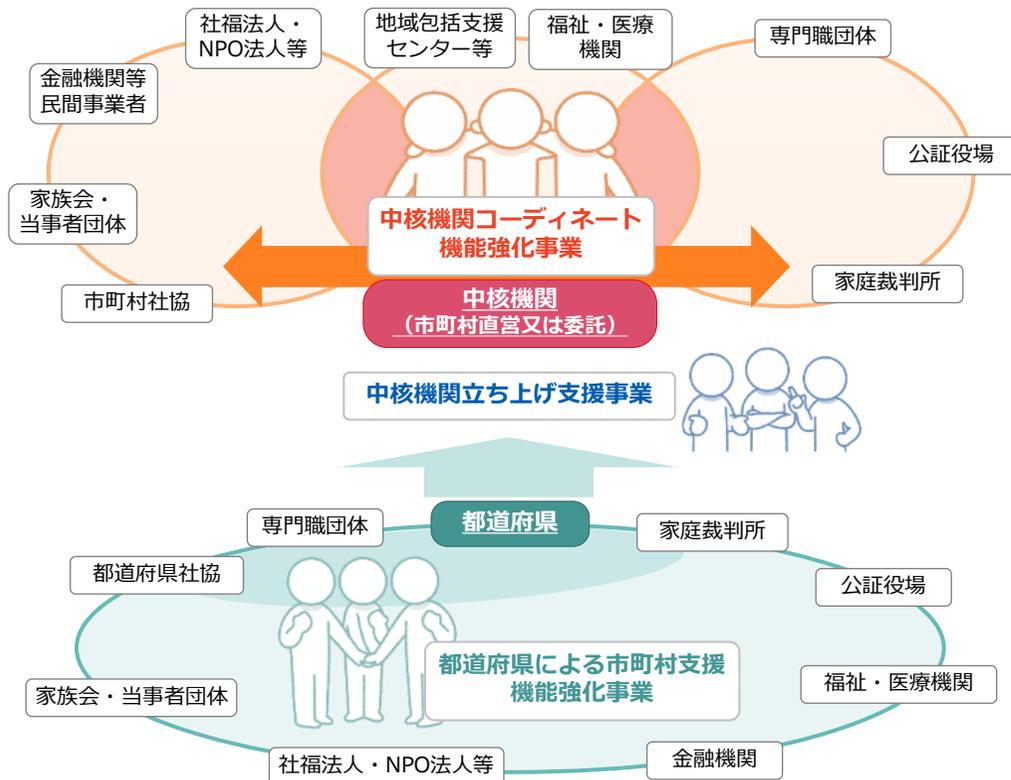
令和5年度予算案 4.0億円 (3.2億円) ※ ()内は前年度予算額

## 1 事業の目的

- 第二期基本計画のK P I達成に向け、人口規模が小さく、社会資源等が乏しいことから、中核機関の整備状況が十分でない町村部を含めた市町村の体制整備を後押しするため、都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるとともに、市町村が専門職アドバイザーなどから助言等が得られる体制づくりの拡充を図る。
- 市町村においては、中核機関の整備を進め、中核機関の立ち上げ後は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるよう、広域的な連携の推進を含め中核機関のコーディネート機能の強化を図る。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

### ●事業の実施・関係性のイメージ



### ○ 中核機関コーディネート機能強化事業 【実施主体：市町村（委託可）】

- 中核機関における情報収集・相談対応に関する調整機能強化、法的課題解決後の市民後見人への交代等を想定した方針検討等を行う受任者調整、市町村間や近隣中核機関間の連携を図る取組を行う市町村に補助を行う。

<基準額> 1,000千円/取組 (1市町村あたり 最大3,000千円)

【加算】①調整体制の強化、②受任者調整の仕組み化、③広域連携の実施

<補助率> 1/2

### ○ 中核機関立ち上げ支援事業 【実施主体：市町村（委託可）】

- 市町村での中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施等について補助を行う。

<基準額> 600千円

<補助率> 1/2

### ○ 都道府県による市町村支援機能強化事業 【実施主体：都道府県（委託可）】

- 担い手育成方針の検討など司法専門職や家裁等との定例的な協議と、市町村職員向け研修を実施する都道府県に補助を行う。また、相談窓口を設置し、各アドバイザーの派遣等を行う場合は加算する。

<基準額> 1,000千円/必須取組  
4,000千円/加算取組 (1都道府県あたり 最大10,000千円)

【必須】①司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の実施  
②市町村・中核機関等の職員向け研修の実施

【加算】①体制整備アドバイザーの配置・派遣  
②相談窓口の設置と権利擁護支援総合アドバイザーの配置等

<補助率> 1/2

令和5年度予算案 1.1億円 (94百万円) ※ ()内は前年度予算額

## 1 事業の目的

- 今後、団塊の世代が後期高齢者となり認知症高齢者が増加するなど、権利擁護支援ニーズが更に多様化及び増大する見込みである。これに対応するためには、中核機関による支援のみならず、福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体による支援についても、その機能を高めることが重要である。
- そのため、具体的には、第二期計画の考え方とKPIを踏まえ、都道府県による意思決定支援研修等の取組を拡充するとともに、都道府県等で成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化に新たに取り組む。併せて、オンラインを活用した効果的な支援の実施を進める。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

### ○ 都道府県による意思決定支援研修等推進事業 【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

- 都道府県等において、厚生労働省作成の「意思決定支援研修」のカリキュラムや教材、厚生労働省が養成した講師等を活用し、親族後見人・市民後見人等や市町村・中核機関の職員等を対象にした研修を実施する。
- この他、市町村等の実情に応じて、地域の互助・福祉・司法の関係者を対象に、権利擁護支援の強化を図る研修に取り組む。

<基準額> ①意思決定支援研修の実施 1,000千円  
②その他、権利擁護支援の強化を図る研修の実施 300千円  
<補助率> 1/2

厚生労働省

カリキュラム・教材等の提供  
養成した講師の紹介

都道府県等

委託や講師依頼

専門職団体  
都道府県社協

意思決定支援  
研修の実施

市民後見人・  
親族後見人等

市町村・中核機関職員  
福祉・司法の関係者

場面①



支援チームの編成と  
支援環境の調整

場面②



本人への説明

場面③



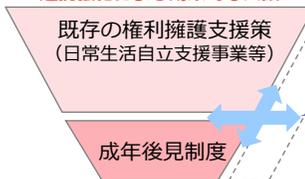
本人を交えた  
ミーティング

### ○ 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業 【実施主体：都道府県・指定都市（委託可）】

- 日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携を強化して、本人の状況に応じた効果的な支援を進める取組に対して補助を行う。

<基準額> 5,000千円  
<補助率> 1/2

成年後見制度や権利擁護支援策等の  
連携強化による効果的な支援



生活保護など  
関連諸制度

<補助対象となる取組>

- 成年後見制度と関連諸制度間の移行の調整を行う連携コーディネーターの配置
- 市区町村長申立所管部署や生活保護制度所管部署等との事例検討やケース会議への関与
- 法律専門職等の関係団体や医療機関の関与による支援プラン等の外部点検
- その他、成年後見制度と関連事業、関連諸制度間の連携強化のために必要と認められる取組

### ○ 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業 【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

- 中山間地、離島などの市町村において、司法専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、オンラインの活用を図る。

<基準額> 300千円  
<補助率> 1/2

司法専門職団体等



オンラインでの相談等



## 1 事業の目的

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策（意思決定支援によって本人の金銭管理を支える方策など）の検討を進め、必要な福祉の制度や事業の見直しを行う方向性が示されている。
- 具体的には、多様な主体による生活支援等のサービスについて、意思決定支援等を確保しながら本人の権利擁護支援として拡げるための方策を検討する必要がある。また、寄付等の活用や民間団体等の参画などに関して、運営の透明性や信頼性を確保する方策、地域連携ネットワーク等との連携を推進する方策についても検討する必要がある。
- 本事業では、以上を含めた総合的な権利擁護支援策の検討が、様々な自治体の実情を踏まえたものとなるよう、モデル事業の実践事例を拡充するとともに、各種取組の効果や取組の拡大に向けて解消すべき課題の検証等を進める。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

### ○ 持続可能な権利擁護支援モデル事業

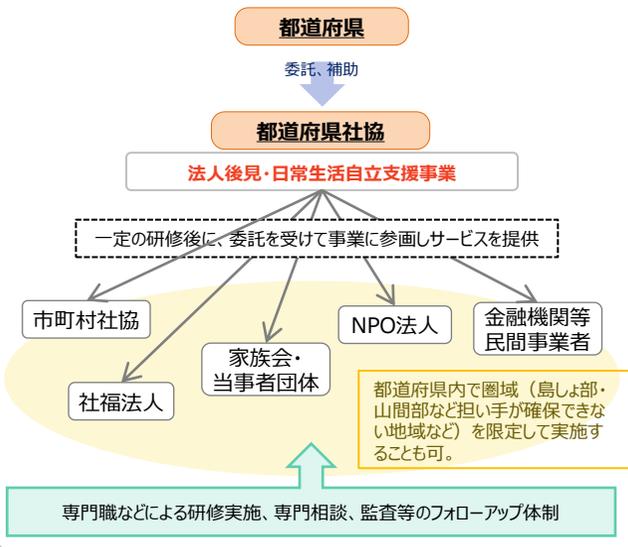
【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

＜基準額＞ 1自治体あたり 5,000千円  
 ＜補助率＞ 3/4

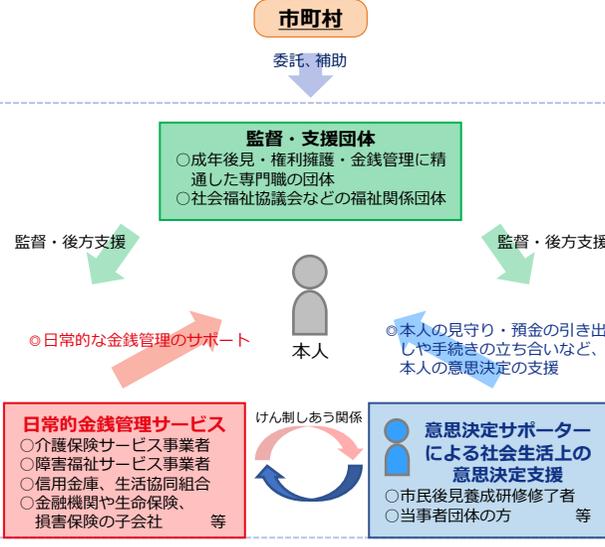
### ① 地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組

取組例のイメージ



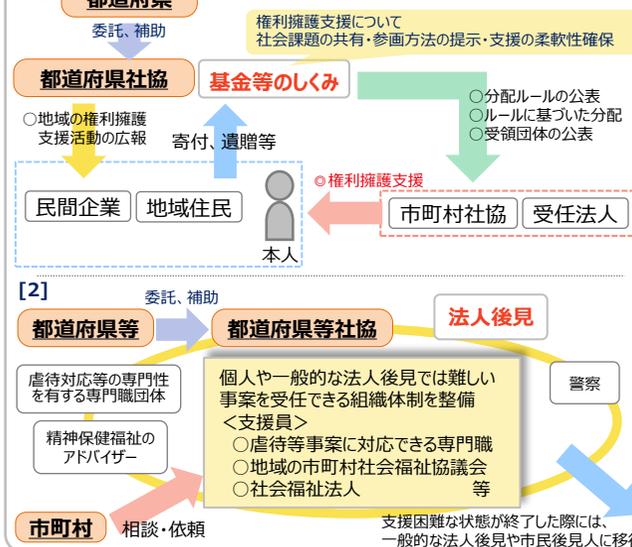
### ② 簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組

取組例のイメージ



### ③ [1]寄付等の活用や、[2]虐待案件等を受任する法人後見など、都道府県・指定都市の機能を強化する取組

取組例のイメージ



令和5年度予算案 25百万円 (10百万円) ※ ()内は前年度予算額

## 1 事業の目的

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策（意思決定支援によって本人の金銭管理を支える方策など）の検討を進め、必要な福祉の制度や事業の見直しを行う方向性が示されている。
- これに対し、厚生労働省としては令和4年度より「持続可能な権利擁護支援モデル事業（以下「モデル事業」という。）」を実施しており、モデル事業による自治体の実践例を通じ、意思決定支援を確保しながら、多様な主体の連携・協力による権利擁護支援の方策の検討を行うことが求められている。
- このため、モデル事業を実施する自治体の取組に対し、令和4年度の本調査事業で整理した各種意思決定支援ガイドラインに共通する理念や考え方等がどういった形で取り入れられているどうか等の調査を行うことに加え、モデル事業で支援を受ける本人やその支援者等の認識、取組内で生じた利益相反等の課題やその対応の工夫などを把握・分析する調査を行う。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

### ●本調査事業の実施概要とモデル事業との関係性

令和4年度：成年後見制度利用促進現状調査等事業

#### ○ 意思決定支援に関する各種現状調査・分析

【成果物】

- ・ 各種意思決定支援ガイドラインに共通する理念や考え方の整理

権利擁護支援  
モデル事業  
実施自治体  
【35箇所】

実践例

追加する  
要素  
R5より

令和5年度：成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策調査等事業

#### ○ 意思決定支援の確保策に関するモデル自治体実践例の調査・分析

【調査・分析の例】

- ・ 各実践例において、R4の成果である意思決定支援に関して共通する理念や考え方などがどういった形で取り入れられているどうかの調査・分析
- ・ 各実践例に関わる支援者の意思決定支援に対する現状認識等のヒアリング

#### ○ 権利擁護支援策の検討に向けたモデル自治体実践例における課題等の調査・分析

【調査・分析の例】

- ・ モデル事業で支援を受ける本人やその支援者等の認識に関する調査
- ・ 取組内で生じた利益相反等の課題やその対応の工夫などを把握・分析
- ・ その他、生活困窮者の自立支援や地域共生社会の実現に向けた取組との連携を効果的に進めるための実践例の把握

### ●本調査事業の実実施スキームと実施主体

厚生労働省

委託

民間事業者

# 権利擁護人材育成事業

## 1. 目的

認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。

## 2. 事業内容

### (1) 権利擁護人材の養成研修の実施

- ・ 成年後見制度の利用に至る前の段階で介護サービスの利用援助等を行う「生活支援員」や、成年後見制度の下で身上保護等の支援を行う「市民後見人」の養成

### (2) 権利擁護人材の資質向上のための支援体制の構築

- ・ 家庭裁判所に対する適切な後見候補者の推薦や市民後見人等からの定期的な報告を踏まえた適切な助言・指導など、権利擁護活動を安定的かつ適正に実施するための支援体制の構築
- ・ 弁護士、司法書士、法テラス、社会福祉士等専門職との連絡会議の開催など、事案解決能力の向上を図るための取組

## 3. 実施主体

都道府県(負担割合:国2/3 都道府県1/3)

## 4. 令和5年度予算案

地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分) 137億円の内数 (令和4年度予算:137億円)

# 成年後見制度利用支援事業（高齢者関係）

## 1. 目的

低所得の高齢者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ることを目的とする。

## 2. 事業内容

成年後見制度の利用に要する費用及び成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施に係る費用を交付する。

### (1)成年後見制度の利用に要する費用に対する助成

- ① 対象者：成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者
- ② 助成対象経費
  - ・ 成年後見制度の申立てに要する経費（申立手数料、登記手数料、鑑定費用など）
  - ・ 後見人等の報酬

### (2)成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施

- ① 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等を通じた、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布
- ② 高齢者やその家族に対する説明会・相談会の開催
- ③ 後見事務等を実施する団体の紹介等

## 3. 実施主体

市町村（負担割合：国 38.5／100 都道府県 19.25／100 市町村 19.25／100 1号保険料 23／100）

## 4. 令和5年度予算案

地域支援事業交付金 1,933億円の内数（令和4年度予算：1,928億円）

# 障害者に対する成年後見制度関係予算事業について

令和5年度予算案 地域生活支援事業費等補助金507億円の内数  
(令和4年度予算506億円の内数)

## 1 成年後見制度利用支援事業

### ・ 事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。

### ・ 実施主体 市町村

## 2 成年後見制度法人後見支援・養成研修事業

### ・ 事業内容

①法人後見養成のための研修

②法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

③法人後見の適正な活動のための支援

④その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

### ・ 実施主体 ①都道府県（新規）及び市町村 ②～④市町村

## 3 成年後見制度普及啓発事業

・ 事業内容 成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。

・ 実施主体 都道府県、市町村

# 成年後見制度利用促進関係予算（令和5年度予算案）

		社会・援護局	老健局	障害保健福祉部
市町村計画の策定		○市町村計画策定費の地方交付税措置	—	—
権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進		○市町村における中核機関整備・運営費の地方交付税措置 ●成年後見制度利用促進体制整備推進事業（4.0億円） ・都道府県による市町村支援機能強化、中核機関のコーディネート機能強化等 ○成年後見制度利用促進体制整備研修（0.6億円） ○任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化事業（1.2億円）	—	—
意思決定支援等の充実と新たな権利擁護支援策構築に向けた取組実施		●互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業（1.1億円） ・都道府県による意思決定支援研修等、成年後見制度と既存の権利擁護支援策等との連携強化など ●持続可能な権利擁護支援モデル事業（1.0億円） ●成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策現状調査等事業（0.2億円）	—	—
担い手の確保・育成	市民後見人の育成（養成研修等）	—	○権利擁護人材育成事業（地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数）	—
	法人後見の支援（研修、専門職との連携体制整備等）	—	—	●法人後見支援事業・法人後見養成研修事業（地域生活支援事業費等補助金507億円の内数）
成年後見制度利用（申立費用、後見等報酬）の助成		—	○成年後見制度利用支援事業（高齢者）（地域支援事業交付金1,933億円の内数）	○成年後見制度利用支援事業（障害者）（地域生活支援事業費等補助金507億円の内数）
成年後見制度の広報・啓発		—	—	○成年後見制度普及啓発事業（障害者）（地域生活支援事業費等補助金507億円の内数）

※ ●は、新規若しくは一部新規、又は拡充。

# 中核機関の整備や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに活用できる財源のイメージ（令和5年度予算案）

## 中核機関

### 権利擁護支援におけるオンラインの活用

- 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

### 権利擁護支援・意思決定支援についての理解の浸透

- 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

### 成年後見制度の広報・啓発

- <高齢者>
  - 成年後見制度利用支援事業（地域支援事業交付金）
- <障害者>
  - 成年後見制度普及啓発事業（地域生活支援事業費等補助金）

### 市民後見人の育成・活躍支援

- 権利擁護人材育成事業（地域医療介護総合確保基金）

### 法人後見の担い手の育成

- 法人後見支援事業（地域生活支援事業費等補助金）

### 地域連携ネットワークの支援機能に対する中核機関のコーディネート機能強化

- 中核機関コーディネート機能強化事業（成年後見制度利用促進体制整備推進事業）
  - …①調整体制の強化（アウトリーチ、有資格者配置等）、②受任者調整の仕組み化、③広域連携の実施

### 中核機関整備・運営、市町村計画の策定 ○ 地方交付税措置

### 中核機関の立ち上げ

- 中核機関立ち上げ支援事業（成年後見制度利用促進体制整備推進事業）
  - …立ち上げに向けた検討会の実施、先進地の視察等

### 権利擁護支援の新たな連携・協力のしくみづくり

- 持続可能な権利擁護支援モデル事業

## 市町村

## 都道府県

### 権利擁護支援におけるオンラインの活用

- 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

### 意思決定支援研修の実施

- 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

### 市民後見人の育成等

- 権利擁護人材育成事業（地域医療介護総合確保基金）

### 法人後見養成のための研修

- 法人後見養成研修事業（地域生活支援事業費等補助金）

### 都道府県による市町村支援、都道府県単位の地域連携ネットワークづくり

- 都道府県による市町村支援機能強化事業（成年後見制度利用促進体制整備推進事業）
  - 【必須】①都道府県協議会の開催、②市町村・中核機関等職員向け研修の実施
  - 【加算】①体制整備アドバイザー配置・派遣、②相談窓口の設置と専門的支援アドバイザーの配置・派遣

### 権利擁護支援の新たな連携・協力のしくみづくり

- 持続可能な権利擁護支援モデル事業

取組実施

機能強化

運営

体制づくり

取組実施

体制づくり

※ ●は生活困窮者就労準備支援事業等補助金の事業。